

平成 2 5 年 第 2 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 1 号
至 陳情第 6 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
1	地方自治体組織と隣接団体組織（青少年育成協議委員会）との関係についての陳情						1
3	まちづくり 都市計画－地区計画－H 2 2 年 3 月 5 日府中市告示第 2 8 号についての陳情						2
4	地方自治法に基づく市民の衣、食、住、ハード、ソフト面からの生活環境（受益と負担）、過去、現在、未来についての陳情						4
5	学校法人 石井文 つくし幼稚園（理事長 石井誠）についての陳情						6
6	公共施設・用地への太陽光パネルの設置を推進する陳情						7

陳 情 番 号	1	受理年月日	平成25年3月8日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台2-10-3 野 呂 恒 二			
件 名	地方自治体組織と隣接団体組織（青少年育成協議委員会）との関係についての陳情			
〔陳情趣旨〕 添付資料「青少年だより」第63号関連資料一式。 府中市青少年対策第二地区委員会の組織図及び行動指針の見直し。 上記委員会の設立主旨の見直し。 同上活動の歴史と活動目標とその方法、指針の見直し、情報開示。 地方自治団体組織と隣接団体組織との関係情報開示。 地域任意組織団体は組織及びその活動は原則公開。開かれた組織。「目標及び活動」は明文化し、組織機構は構成員に原則公開。 地方自治体はその組織かつ活動は全て「公開が原則」。情報開示請求そのものが原則「非公開」を常態とするから。「原則公開」という条例を定め、一部個人情報保護を既存保護法下で運用すること。 個人情報保護法を悪用し全てを保護法下に位置させ、組織はまず「非公開」で外部者に対応すれば公的社会行為に市民参加を求めるべきでない。「開鎖社会の実現を宣言」し実行あるのみ。 「非公開」地域社会が完成すればその地域社会の成長、発展は望まれない。その社会（コミュニティー）はよくて現状維持（これは相対的に後退）。放置すれば減退社会へ向かう。時間経過とともに。 それは既得権取得者社会が希望する社会であり、新しい将来世代には地域社会に積極的な参加の動機を廃除し、地域社会（コミュニティー）への新しい血の導入回路がとまれば、その社会は老化社会への坂を下るのみ。新陳代謝がとまればその生命体は死あるのみ。 まずは限界集落を目指すのか、またその兆候はないか。市民一人一人が注意し生活のうちから注目すべきであり、そうした環境整備は市民自身の責務であり、現世代が将来世代へ環境改善方法をバトンタッチすべきである。 さあ窓をあけ新鮮空気（F A）を導入しよう。市民一人一人が主人公になって。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	3	受理年月日	平成25年3月8日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台2－10－3 野 呂 恒 二			
件 名	まちづくり 都市計画－地区計画－H22年3月5日府中市告示第28号についての陳情			
〔陳情趣旨〕				
A 地区計画府中市告示第28号は市長が告示した。結果説明なし。この度地区計画の変更の原案を説明したいとの市長の意向であるが、まちづくりの主役は市民と考えるのだが、原案こそ市民が知恵を出し、職員案より市民の意を組み入れた、100年後の後世代に受け入れられるまちづくりを創造してみせます。原案などつくらなくてよろしい。				
市長原案（H22年3月15日告示）は、何と2年間しか有効に働きませんでした。まちづくりをそのような短期間に変更するという姿勢である人物に市民の長期生活基盤を代理させるわけにはまいりません。まちづくりを市民は白紙委任した事実はありません。				
市長が説明に立つところを課職員に命じて説明させるとは何事か。職員に何が原案をつくる能力があるのか。つまり、まちづくりの主役の市民の意見を求めないで原案を作成するとは、その原案はどこの「まち」の原案なのですか。どこの「まちの市民」原案ですか。少なくとも府中市の市民の「まち」ではありません。市民の意見が盛り込まれていない原案は、それは職員の「まち」のものであります。職員の居住地の「まち」に持ち帰ってください。				
もしその手法で「まち」づくりをしたいなら、まず「ナポレオン」を呼んでください。府中市民25万人とオースマンと共に協力して府中市行政区域全域を改造してみせます。H24年現在、負戦後（1945年）約70年間経過しても何も実現しておりません。皆さん、フランス国パリに近いオーストリアのまちを訪問されているのに、今年も集団で訪問されています。一人一人が何か手土産を持ち帰ったら、それだけで府中のまちは生まれ変わっているのに何も変化なし。				
実は「まちづくり」の「あいさつ」だけで、決して「まちづくり」を実行する意志なし。議員全員とも。期待した市民が「バカ」なのだ。全市民25万人が手づくりの地区計画つくります。じっくりとたゆまず、少しずつ合意に達するなど一つの方法だけではありません。ワークショップします。現地を散策します。雨の日も雪の日も、季節がよければバー				

ベキューもしましょ。アルコールも入って大いに議論します。高齢者も幼児もママと一緒に全員参加。全員参加です。何度も議論しますので、どこかでもよいから参加されるまで待ちます。「まとめ」を急ぐつもりは全くありません。逆に参加者が思い切り意見を述べたと満足することが必要です。そうすると自然に問題のありどころが全員理解するでしょう。大変時間を要するでしょう。そう議論を重ねている過程こそが「まちづくり」と気がついてくれれば大成功。気がつく顔と名前が一致するようになり、集会をしなくても「まち」の至るところで「まち」づくりの立ち話ができれば、もう「まち」ができる前に「コミュニティー」が形成すれば「まち」のルールなど自然に日常生活の中から生まれてきます。家庭から、××クラブから、文化センターから、保育所から、学校から。そんな楽しい会話が聞こえてくれば遠くのまちの人々が飛び入り参加者も。移住までするかも。素敵なアイデアの持ち主も。

参加者が楽しくて「まちづくり」の幕をおろすことしない。いつまでも「まちづくり」を続けたいという声が出たら、もうそれは全く「まちづくり」の完成ということになりますね。

全員参加の手づくり「まちづくり」なのだから、手あかのついた親しみある「まち」だろうね。レディーメイドのまちとは180度異なる「オーダーメイドのまち」。ここまで来たら工事も口だけでなく手も出してしまふ。時間はたっぷりもらいます。だって負戦後70年間も空費したのだからまちづくりに二、三十年間くらい費やしてよいでしょう。従前も従後も国有地に変更はないのだし腐ることもないのだから。せっかくだから基礎自治体はお茶でも出して接待してください。

ついでに室の掃除なぞ事務係でも手空き時間にやってください。決してマネジメントなどに手を出さないでください。その能力がないのだから。旅に出ても手土産なし。工程表、スケジュールなどつくらないでください。「まちづくり」の仕事が理解されてない職員及び市長が時間割りつくれないでしょ。

B 区画整理事業

C 都計道路事業、都市計画公園工事

D 再開発事業

E 本庁舎保存利活用－後世代にバトンタッチ－反面教師の手本

生活道路を人間に解放。狭あい道路（あぜ道）歴史遺産保存。生産緑地地区

付託する委員会

陳 情 番 号	4	受理年月日	平成25年3月8日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台2-10-3 野 呂 恒 二			
件 名	地方自治法に基づく市民の衣、食、住、ハード、ソフト面からの生活環境（受益と負担）、過去、現在、未来についての陳情			
〔陳情趣旨〕 日本国憲法、都市計画法、集団規制、都市計画事業、地区計画、建築基準法、区画整理事業法、自治体施行、組合施行、再開発法、景観法、農地法、道路法、道路交通法、公営住宅法、国際人権規約、国土利用計画法、国民健康保険法、国際連合憲章、個人情報保護法の運用規定、財政法、雇用対策法、雇用機会均等法、災害対策基本法、財務諸表規制、最低賃金法、地方自治法、児童の権利に関する条約、児童福祉法、社会福祉法、社会教育法、社会権規約、社会福祉法、借地借家法、借地法、借家法、自由権規約、住民基本台帳法、首都圏整備法、首都圏近郊緑地保全法、首都圏近郊整備、都市開発区域等整備法、障害者基本法、障害者自立支援法、少子化社会対策基本法、消費者安全法、基本法、契約法、消費者庁、個人情報保護、情報公開、情報公開法、消防法、食糧法、農業農村基本法、女性労働基準規制、所得税法、私立学校振興助成法、人権A規約、人権B規約、人材派遣業法、人種差別撤廃条約、身体障害者福祉法、森林法、水産資源、水質汚濁防止法、水道法、水防法、生活保護法、請願法、生産緑地法、精神保健、精神障害者福祉、生物の多様性に関する条約、選挙法、大気汚染防止法、大規模店立地法、大深度地下、大都市地域の住宅、住宅地、宅地造成規制法、宅地建物取引業法、男女共同参画社会基本法、地域雇用開発促進法、地域再生法、地域保健法、地球温暖化対策、知的障害者福祉法、知的財産基本法、地方教育行政法、地方公務員法、地方交付税法、地方財政法、地方税法、中心市街地の活性化、著作権法、DV法、電気事業法、電波法、道州制、盗犯、道路運送法、道路整備、道路法、独法、都市計画法、都市公園法、都市再開発法、都市再生、図書館法、都市緑地法、土地改良法、土地基本法、土地区画整理法、土地収用法、特許法、南極条約、日米原子力協定、日本バミューダ租税協定、入管法、農業委員会、農業協同組合法、農地法、DV、博物館法、発達障害者支援法、PFI法、PL法、PKO協力法、不動産登記法、文化財保護法、法人税法、保健師、保険法、母子、母子保健法、母体保護法、墓地、埋葬、マン				

ション管理、マンション建替、水資源、未成年者飲酒、未成年者喫煙、民事再生、民生委員法、民法、薬事法、有線電気、輸取法、預金保険、予算決算及び会計、予防接種法、罹災都市、旅館業法、旅行業法、歴史まちづくり法、老人福祉法、労働安全衛生、労働基準法、労働組合法、労働契約法、労働者派遣事業

以上、日本国憲法及び諸法に基づき、地方自主権一括法により真の地方自治団体を確立すべく主権在民の国家体制の実現するため選挙行動行使しました。

東、西府中市土地区画整理事業手法の「まちづくり」を実現させてください。

主権在民、主権自治団体。したがって責任は地方首長となります。立候補する。

府中市行政区域で実験し、次は日本国土の土地利用計画に取り組んでください。

ソフトとハードのバランスの取れた、知的列島の実現をされたい。

もちろんマネジメント能力の有無が試されます。人口構造の大変換という21世紀の改革のチャンスです。これは外圧でなく少子高齢化の内在による改革です。25万府中市民の30%支持者では息切れしますよ。

人口1億人の国民の50%以上の支持者から支援されることが資格要件となるでしょう。

足腰トレーニングしてましたか。さあ、スタートラインへどうぞ。

市民レベル、都民レベル、国民レベル「受益者負担」、原則は行政サイドは言動一致で願います。

マーケットリサーチを十分に行って成果主義をよろしく。

都市間競争。国家間競争の適者生存とダーウィンは言いましたよ。

付託する委員会

陳 情 番 号	5	受 理 年 月 日	平成 2 5 年 3 月 2 7 日	
陳 情 人 住 所 氏 名	府中市白糸台 2－1 0－3 野 呂 恒 二			
件 名	学校法人 石井文 つくし幼稚園（理事長 石井誠）についての陳情			
〔陳情趣旨〕 1 園舎（紅葉丘 2－14－6）と運動場（白糸台 2－2－2）が直線約 1600メートル隔離している（設置基準違反）。 2 府中市教育委員会と学校法とは共謀して運動場を自然観察園と読みかえた。 3 敷地境界には高さ約 3メートルのサッカーボールよけのネットが設置されている。 4 サッカー用ゴールゲートが設置されている。 5 更衣室専用の建築物が築造されている。 6 運動場は約900平方メートルあり、花壇は約100平方メートルである（自然観察園なのか）。 7 2、3回／週の頻度でサッカー利用がされている。 〔結論〕 A 設置基準違反の是正。 B 保護者への補助金の停止。 C A、B項が満足されない場合は閉園。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	6	受理年月日	平成25年5月14日	
陳情人住所氏名	府中市浅間町3－18－1 宮 井 迅 吉			
件 名	公共施設・用地への太陽光パネルの設置を推進する陳情			
〔陳情主旨〕 二酸化炭素を排出し、やがては枯渇する化石エネルギーや、大きな危険性をはらむ原子力エネルギーへの依存から再生可能な自然エネルギーを利用する社会への移行を推進することは、「地球温暖化対策推進計画」を策定、推進中の府中市にとっても重要な課題です。 太陽光パネル等を設置し太陽エネルギーを利用することは、都市部でも無理なく電気エネルギーをつくる方法であり、構造物その他の所有者が広範に参加することができ、府中市の「地球温暖化対策推進計画」においても鋭意、強調されております。また府中市自身も一定の公共施設に太陽光パネルを設置しており、大いに推進すべきです。 ただし太陽光パネルをみずから設置すると、固定価格でみずから売電できる一方、先立って構造物の構造や強度など条件の確認とともに、設置工事費を含む一定の初期費用と、定期的な維持管理の費用を投じる必要があります。 一方、2012年の政府による固定価格買取制度の施行後、他人の土地・建物を借りて太陽光発電事業を行う業者が増加しています。 このような背景から既に神奈川県など有力な自治体では、自治体の所有する施設の「屋根貸し」を決定し、太陽光発電事業を実施させ、参加する事業者を公募しています。また公共施設の屋根だけでなく公共用地を含めて、事業者が公共物を貸すことによって、各地域の地元施工業者等の参加を募り、地域経済の活性化と、公共用地、公共施設の有効利用を図ろうとする自治体は今年の2月の段階でも既に150自治体を超えています（インターネット調査による）。自治体がこうした施策を行うことは、 第1に地域から再生可能なエネルギーをつくり出すことを促進します。 第2に地元の経済の活性化につながります。 第3に自治体が所有する施設、用地を最大限に活用することになります。 第4に学校等を対象とした場合、生きた環境教育の場を自治体が提供することになります。				

第5に自治体所管の窓口がこの施策を通じて太陽光パネルの生きた知識を積み上げることで、自宅等に太陽光パネルの設置を検討中の市民にも有益な情報を提供できるようになります。太陽光パネルによる発電技術は、発展途上にあり、据えつけ後の維持管理や改善などの責任を当該参加業者に負わせること等、公募条件を明確にし、当該参加業者の募集、賃料設定、契約締結に関する要諦に関しては既に先進的な自治体の経験があり、これらを参考に府中市としても実施できるものです。以上を踏まえて、私は、府中市が条例化の検討も含めて次の項目を実施することを要望します。

〔陳情項目〕

- 1 府中市の公共施設の屋根等（壁部分を含む）に太陽光パネルを設置する事業者を募り、当該事業者との間に当該屋根等の賃貸契約を交わすことにより公共施設への太陽光パネルの設置を推進する措置を講じること。
- 2 府中市の公共用地に太陽光パネルを設置する事業者を募り、当該事業者との間に当該構築物設置に要する部分の賃貸契約を交わすことにより公共用地への太陽光パネルの設置を推進する措置を講じること。

付託する委員会	
---------	--